

平成 2 9 年 度

監 査 計 画 書

基 本 方 針
実 施 要 領
実 施 計 画

俱 知 安 町 監 査 委 員

目 次

監査の基本方針

第1． 監査の方針	-----	1
第2． 監査の重点	-----	1
第3． 各種監査の基本方針	-----	2
① 財務監査	-----	2
② 行政監査	-----	3
③ 財政援助団体等監査	-----	3
④ 出納検査	-----	3
⑤ 指定金融機関等監査・出納取扱金融機関等監査	-----	3
⑥ 決算審査	-----	3
⑦ 基金運用状況審査	-----	4
⑧ その他の監査（特別監査）	-----	4

監査実施要綱

第1． 監査実施予定	-----	5
第2． 監査実施要領	-----	5
第3． 報告・公表	-----	6
第4． 監査時出席職員	-----	6
第5． 監査を行う際、提出を求める資料	-----	7

実施計画

平成29年度各種監査年間実施計画表	-----	9
-------------------	-------	---

監 査 の 基 本 方 針

第 1 . 監 査 の 方 針

平成29年度の監査・検査及び審査の実施にあたっては、町の財務に関する事務の執行及び町の経営に係る事業の管理（以下「事務事業」という。）が社会情勢の進展に即応した行政目的に沿って効率的に執行されているかどうか。

また、関係法令により適正に執行されているかどうかに留意し、事務事業の執行過程における問題点の究明を通して積極的な指導的監査に務めるものとする。

監査の執行過程においては、次の諸点に留意する。

- 1 . 例月出納検査によって、係数の確認、現金残高の確認、証憑書類の合理性、基金の運用状況を検討する。
- 2 . 事務事業の合理性かつ能率性を検討する。
- 3 . 工事関係業務について、その当否を検討する。
- 4 . 財政的援助の公益性とその効果について検討する。
- 5 . 財務に関する事項を監査し、収支の動態を確認する。
- 6 . 監査の実行性を確保するため、指摘事項の措置、顛末の追跡を行う。
- 7 . 監査の質的向上を図るため、監査方法の研究、研修を積極的に充実する。

第 2 . 監 査 の 重 点

本年度の監査は、次の点に重点をおいて実施する。

1 . 歳入歳出予算について

歳入予算の見積りは適切に行われたか、歳出予算は行政目的達成のため効率的に執行がなされたか。

2. 税収入について

調定あるいは、賦課標準の査定は適切に行われているか、また滞納金の整理は適切に行われているか。

3. 税外収入について

不当な減免、分納及び延納の有無並びに未収整理の当否、未収の原因について調査する。

4. 契約事務について

工事の執行及び物品の購入等にあたり、契約事務手続きは適正に行われたか、また随意契約については適正になされたか。

5. 工事執行について

発注の時期は適切か、施工においては出来高不足及び施工不良のものはないか、また工事検査は適正に行われているか。

6. 補助金等財政援助について

補助金、貸付金についての決定は適切に行われたか、事業の確認は適切に行われたか。

7. 財産管理について

財産管理事務は法令に基づき適正な取扱いがなされているか、また土地、建物、工作物の管理は適切か。

8. 物品の管理について

物品は帳簿と現品が合致しているか、遊休物品はないか、車輛の管理は適切か。

第3. 監査の基本方針

1. 財務監査

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

① 町の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

対象はなるべく「本庁関係」及び「出先機関」に区分して行う。

②町の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

対象は「倶知安町水道事業」とする。

(2) 随時監査（地方自治法第199条第1項、第5項）

定期監査と有機的関連をもたせ、必要に応じて実施する。

2. 行政監査（地方自治法第199条第2項）

町の事務全般及び機関委任事務が、合法的に行われているかどうかを主眼として必要に応じて実施する。

3. 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

財政的援助等を行った事業の執行状況、資金の出納状況及び事業活動の適否について考察する。

4. 出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

現金残高を確認し、証憑書類の合理制、財政収支の動態を考察する。

5. 指定金融機関等監査（地方自治法第235条の2第2項）・出納取扱金融機関等監査（地方公営企業法第27条の2第1項）

地方自治法施行令第170条の規定に基づき会計管理者が行う指定金融機関等検査、あるいは、地方公営企業法施行令第22条の5第1項の規定に基づき事業管理者が行う出納取扱金融機関等検査について、その結果の報告を求め、必要と認められる場合に行う。

6. 決算審査

決算書その他関係諸表等の計数を確認するとともに、予算の執行並びに事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

(1) 一般会計・特別会計（地方自治法第233条第2項）

- ・ 倶知安町一般会計
- ・ 倶知安町国民健康保険事業特別会計
- ・ 倶知安町後期高齢者医療事業特別会計
- ・ 倶知安町介護保険サービス事業特別会計
- ・ 倶知安町公共下水道事業特別会計
- ・ 倶知安町地方卸売市場事業特別会計

(2) 企業会計（地方公営企業法第30条第2項、第3項）

・ 倶知安町水道事業会計

7. 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数を確認するとともに、基金の運用が、適正かつ効果的に行われているかどうかを主眼として実施する。

・ 倶知安町土地開発基金

8. その他の監査（以下「特別監査」という。）

その都度定める。

(1) 直接請求による監査（地方自治法第75条）

(2) 議会の要求による監査（地方自治法第98条第2項）

(3) 請願措置による監査（地方自治法第125条）

(4) 長の要求による監査（地方自治法第199条第6項）

(5) 住民の請求による監査（地方自治法第242条）

(6) 職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2、地方公営企業法第34条）

(7) 共同設置する機関に関する監査（地方自治法第252条の11第4項）